

第9節 騒音・振動、悪臭等の防止

1 騒音の現状と対策

(1) 現状

騒音は、その物理的性質から、生活環境に影響を及ぼす範囲はかなり限定されており、また、直接に人の健康を損なうことは極めてまれであるという性格から、多少の「うるささ」、「やかましさ」は黙認される傾向にありました。

しかし、高度経済成長期においては、住宅と工場の混在が激しくなり、高速道が四方に拡がり、新幹線が走り、大型航空機が空をかけるようになって、市民生活は、工場騒音、建設作業騒音、交通騒音その他各種の騒音に取り囲まれるようになり、騒音は、公害問題の一つとして、国が積極的な対策を打ち立て、規制を加えるべきものと位置付けされました。

現在、騒音については、環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められており、また、騒音規制法に基づき、「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などについて規制がなされています。

本県では、令和7年3月末現在で「騒音に係る環境基準」については19市8町の地域において、「航空機騒音に係る環境基準」については鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の2市の地域において、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」については沿線5市の地域において類型指定を行っています。

また、騒音規制法に基づく「特定工場等から発生する騒音」及び「特定建設作業に伴って発生する騒音」などの規制については、県内全市町村のほぼ全域において、規制する地域の指定及び規制基準の設定がなされています。

さらに、県公害防止条例により、飲食店の深夜営業騒音や拡声機による騒音等について規制を行っています。（資料編5－(11), (12), (13)）

ア 環境基準の達成状況

令和6年度の騒音測定結果は、図1－32、表1－77のとおりです。

一般地域（道路に面する地域以外の地域）については、4市において測定がなされ、2つの時間帯（昼間・夜間）とも環境基準を達成していた測定地点は全測定地点の79.2%，いずれかの時間帯で環境基準を達成しなかった地点は8.3%，全ての時間帯で環境基準を達成しなかった地点は12.5%でした。

また、道路に面する地域については、道路端から50m以内で環境基準を達成していた戸数の割合は、県が騒音を測定した地域内の全戸数のうち、2つの時間帯とも達成していたのは100%でした。

令和6年度に実施した鹿児島空港及び鹿屋飛行場周辺の航空機騒音の調査結果は、表1－78、表1－79のとおり、全調査地点が環境基準を達成していました。

（資料編5－(3), (4)）

令和6年度に実施した九州新幹線の新幹線鉄道騒音の調査結果は、表1－80、表1－81のとおりで、達成率は9.1%（1／11地点達成）でした。また、新幹線鉄道振動の調査結果は、表1－82のとおりで、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の指針値以下でした。（資料編5－(5), (6)）

図1-32 騒音測定結果（令和6年度） 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

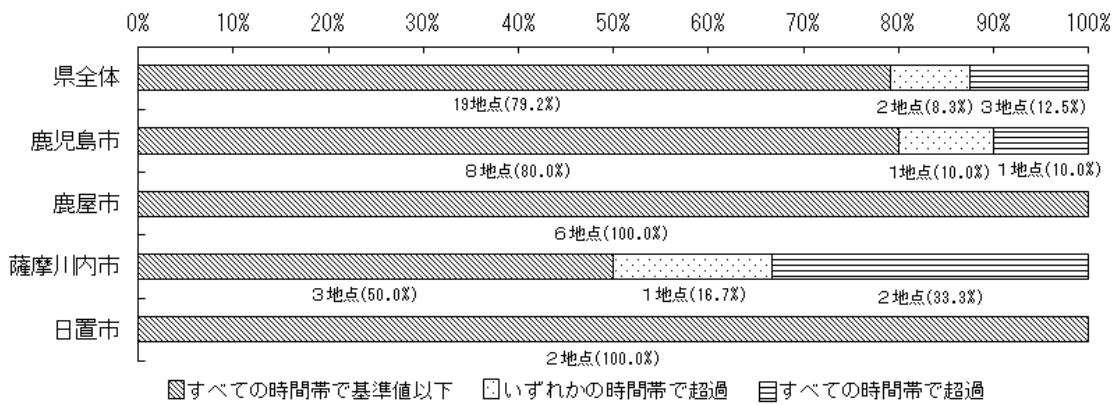


表1-77 騒音測定結果（令和6年度）

道路に面する地域（令和6年度自動車騒音常時監視結果）

調査主体	区分	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)						
				住居等戸数 (戸)	昼・夜		昼間		夜間	
				達成戸数 (戸)	達成率	達成戸数 (戸)	達成率	達成戸数 (戸)	達成率	
県全体	高速自動車国道	17.0	14	730	723	99.0%	723	99.0%	727	99.6%
	一般国道	280.7	187	26,390	25,086	95.1%	25,102	95.1%	25,536	96.8%
	県道	405.6	265	33,371	32,914	98.6%	33,000	98.9%	33,128	99.3%
	市町村道	21.5	20	13,814	13,782	99.8%	13,790	99.8%	13,794	99.9%
	合計	724.8	486	74,305	72,505	97.6%	72,615	97.7%	73,185	98.5%
県	一般国道	70.6	26	2,272	2,272	100.0%	2,272	100.0%	2,272	100.0%
	県道	24.5	5	989	989	100.0%	989	100.0%	989	100.0%
	合計	95.1	31	3,261	3,261	100.0%	3,261	100.0%	3,261	100.0%
鹿児島市	高速自動車国道	17.0	14	730	723	99.0%	723	99.0%	727	99.6%
	一般国道	101.2	75	15,137	13,911	91.9%	13,921	92.0%	14,341	94.7%
	県道	275.5	180	27,466	27,138	98.8%	27,224	99.1%	27,227	99.1%
	市町村道	21.5	20	13,814	13,782	99.8%	13,790	99.8%	13,794	99.9%
	合計	415.2	289	57,147	55,584	97.2%	55,658	97.4%	56,089	98.1%
鹿屋市	一般国道	1.9	1	266	266	100.0%	266	100.0%	266	100.0%
	合計	1.9	1	266	266	100.0%	266	100.0%	266	100.0%
枕崎市	一般国道	2.0	2	319	319	100.0%	319	100.0%	319	100.0%
	合計	2.0	2	319	319	100.0%	319	100.0%	319	100.0%
阿久根市	一般国道	10.7	5	424	424	100.0%	424	100.0%	424	100.0%
	県道	20.8	9	926	926	100.0%	926	100.0%	926	100.0%
	合計	31.5	14	1,350	1,350	100.0%	1,350	100.0%	1,350	100.0%
出水市	一般国道	9.4	6	685	681	99.4%	684	99.9%	681	99.4%
	県道	3.7	5	258	258	100.0%	258	100.0%	258	100.0%
	合計	13.1	11	943	939	99.6%	942	99.9%	939	99.6%
指宿市	一般国道	1.9	1	278	263	94.6%	263	94.6%	278	100.0%
	合計	1.9	1	278	263	94.6%	263	94.6%	278	100.0%
西之表市	一般国道	2.2	1	344	344	100.0%	344	100.0%	344	100.0%
	合計	2.2	1	344	344	100.0%	344	100.0%	344	100.0%
垂水市	県道	1.5	1	172	172	100.0%	172	100.0%	172	100.0%
	合計	1.5	1	172	172	100.0%	172	100.0%	172	100.0%
薩摩川内市	一般国道	1.7	4	205	205	100.0%	205	100.0%	205	100.0%
	合計	1.7	4	205	205	100.0%	205	100.0%	205	100.0%
	一般国道	23.3	22	1,025	1,010	98.5%	1,010	98.5%	1,010	98.5%
日置市	県道	15.2	17	818	739	90.3%	739	90.3%	814	99.5%
	合計	38.5	39	1,843	1,749	94.9%	1,749	94.9%	1,824	99.0%
	一般国道	16.3	11	569	552	97.0%	552	97.0%	557	97.9%
曾於市	県道	29.7	21	785	785	100.0%	785	100.0%	785	100.0%
	合計	46.0	32	1,354	1,337	98.7%	1,337	98.7%	1,342	99.1%
霧島市	一般国道	6.0	4	964	959	99.5%	960	99.6%	959	99.5%
	合計	6.0	4	964	959	99.5%	960	99.6%	959	99.5%
いちき串木野市	一般国道	17.8	15	1,126	1,122	99.6%	1,124	99.8%	1,122	99.6%
	県道	14.4	13	579	579	100.0%	579	100.0%	579	100.0%
	合計	32.2	28	1,705	1,701	99.8%	1,703	99.9%	1,701	99.8%
南さつま市	一般国道	8.9	7	801	801	100.0%	801	100.0%	801	100.0%
	県道	11.5	6	531	531	100.0%	531	100.0%	531	100.0%
	合計	20.4	13	1,332	1,332	100.0%	1,332	100.0%	1,332	100.0%
奄美市	一般国道	2.7	2	1,421	1,421	100.0%	1,421	100.0%	1,421	100.0%
	県道	0.4	1	413	413	100.0%	413	100.0%	413	100.0%
	合計	3.1	3	1,834	1,834	100.0%	1,834	100.0%	1,834	100.0%
南九州市	一般国道	2.6	4	211	211	100.0%	211	100.0%	211	100.0%
	県道	0.6	1	116	66	56.9%	66	56.9%	116	100.0%
	合計	3.2	5	327	277	84.7%	277	84.7%	327	100.0%
伊佐市	一般国道	1.5	1	343	325	94.8%	325	94.8%	325	94.8%
	合計	1.5	1	343	325	94.8%	325	94.8%	325	94.8%
姶良市	県道	7.8	6	318	318	100.0%	318	100.0%	318	100.0%
	合計	7.8	6	318	318	100.0%	318	100.0%	318	100.0%

表 1-78 鹿児島空港航空機騒音調査結果（令和6年度） (単位：デシベル)

番号	測定地点	類型(基準)	測定値(年平均)
①	霧島市溝辺町麓5丁目119番地	I (57以下)	40
②	霧島市溝辺町崎森2998-1	I (57以下)	40
③	霧島市隼人町西光寺2407-1	II (62以下)	50
④	霧島市隼人町内1670-1	II (62以下)	54
⑤	霧島市隼人町西光寺3000	II (62以下)	53
⑥	霧島市溝辺町麓1461	II (62以下)	58
⑦	霧島市溝辺町麓2555-2	II (62以下)	58

図 1-33-① 鹿児島空港 航空機騒音調査地点

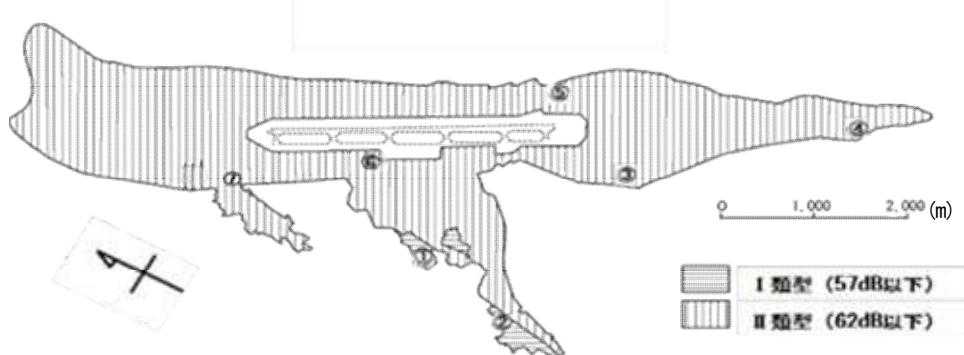


表 1-79 鹿屋飛行場航空機騒音調査結果（令和6年度） (単位：デシベル)

番号	測定地点	類型(基準)	測定値(年平均)
①	鹿屋市寿7-4-40	I (57以下)	40
②	鹿屋市西原2-420	I (57以下)	43
③	鹿屋市札元1-24-3	I (57以下)	37
④	鹿屋市川東6982	II (62以下)	54
⑤	鹿屋市野里町2464-2	II (62以下)	46
⑥	鹿屋市新栄町649	II (62以下)	44
⑦	鹿屋市野里町4501	II (62以下)	48

図 1-33-②鹿屋飛行場 航空機騒音調査地点

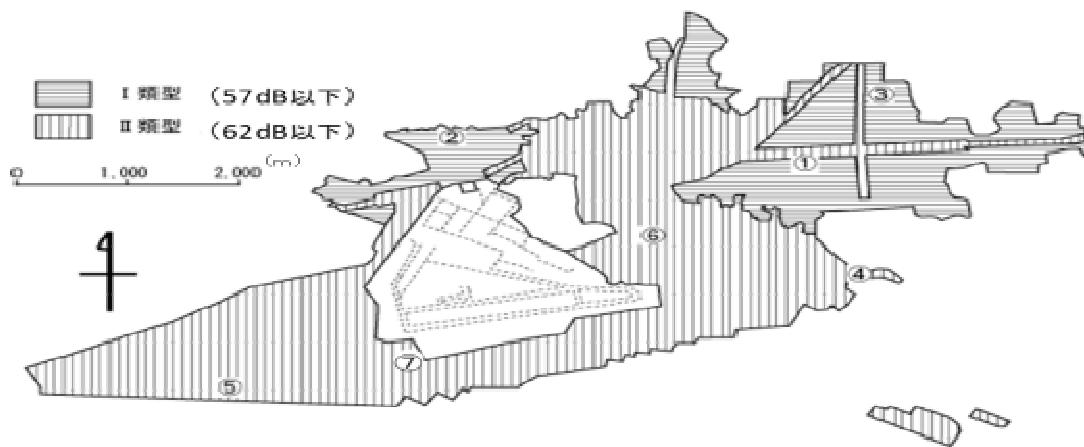


表1-80 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音調査結果（令和6年度）
(単位：デシベル)

番号	測定地点	類型(基準)	測定値
①	出水市美原町	I (70以下)	—
②	出水市麓町	I (70以下)	71
③	出水市武本	I (70以下)	69
④	薩摩川内市城上町	I (70以下)	74
⑤	薩摩川内市高城町	I (70以下)	74
⑥	薩摩川内市中郷町	II (75以下)	—
⑦	薩摩川内市平佐町	I (70以下)	—
⑧	薩摩川内市宮崎町	I (70以下)	—
⑨	いちき串木野市冠岳	I (70以下)	75
⑩	日置市東市来町養母	I (70以下)	77
⑪	日置市伊集院町下神殿	I (70以下)	71
⑫	日置市伊集院町郡	I (70以下)	71
⑬	日置市伊集院町土橋	I (70以下)	71
⑭	鹿児島市田上八丁目	I (70以下)	74
⑮	鹿児島市武二丁目	I (70以下)	71

※ 表中のーは、令和6年度測定対象外であることを示す。

表1-81 新幹線鉄道（九州新幹線）騒音環境基準達成状況（令和6年度）

類型	測定地点数	環境基準達成地点数	達成率 (%)
I	11	1	9.1
II	0	0	—
計	11	1	9.1

表1-82 新幹線鉄道（九州新幹線）振動調査結果（令和6年度）
(単位：デシベル)

番号	測定地点	指針値	測定値
①	薩摩川内市宮崎町	70以下	—
②	鹿児島市武岡一丁目	70以下	51
③	鹿児島市武二丁目	70以下	—

※ 表中のーは、令和6年度測定対象外であることを示す。

イ 騒音に係る苦情の状況

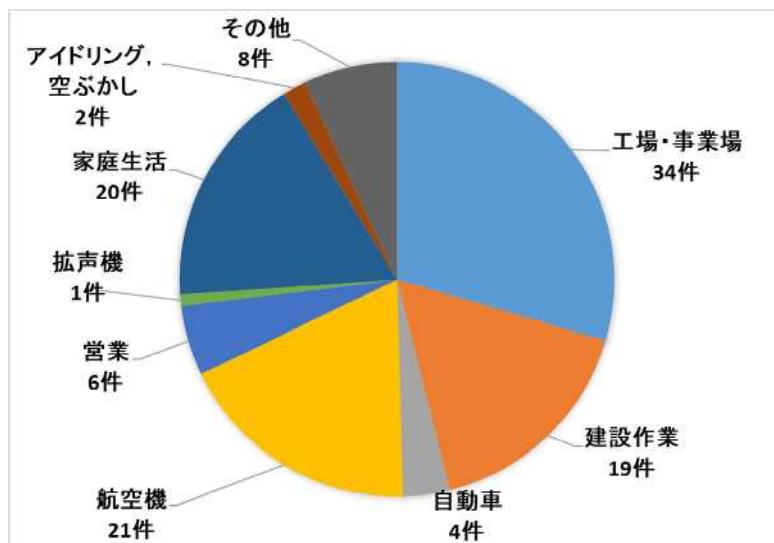
騒音は、各種公害の中でも、日常生活に密着した問題であり、発生源も多種多様であることから、苦情も多岐にわたっています。

騒音苦情件数の推移は、図1-34のとおりです。令和6年度の騒音の苦情件数は115件で、そのうち、建設作業に係る苦情が32件と騒音苦情全体の30%を占めています。（図1-35）

図1-34 騒音の苦情件数の推移



図1－35 騒音の発生源別苦情件数



(2) 対策

騒音規制法や県公害防止条例に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

ア 騒音規制法による規制

騒音規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う騒音及び建設作業に伴う騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音の限度（許容限度・要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

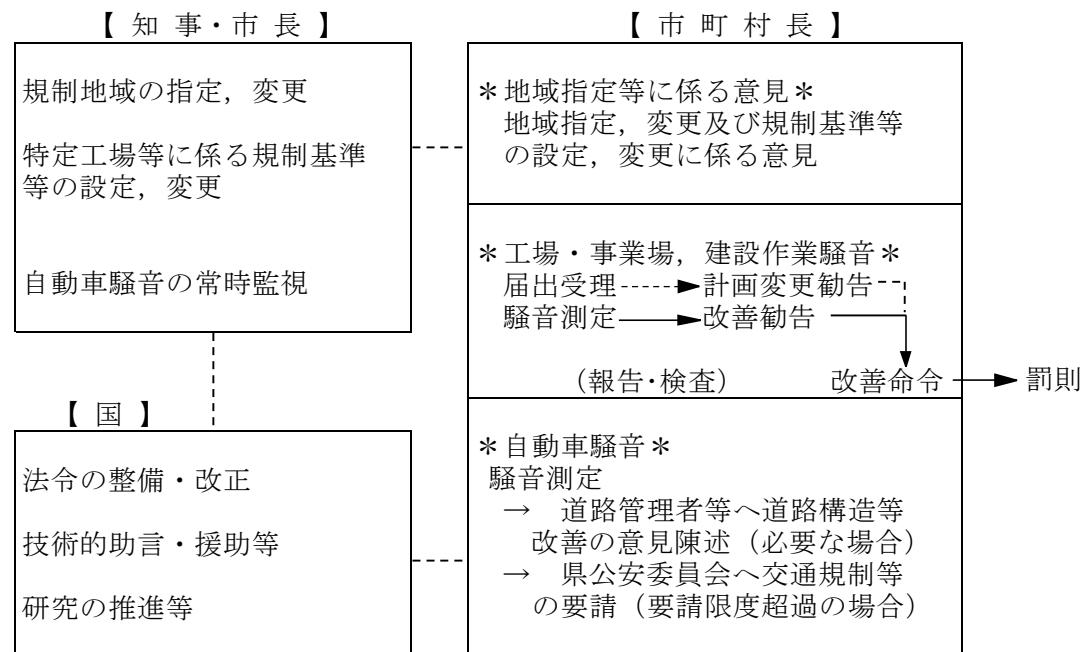
知事（市の区域については市長）は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、県内全市町村について規制地域等の指定を行っています。

なお、鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく権限移譲により、大崎町、中種子町及び南種子町については平成26年4月から、さつま町及び湧水町については令和3年4月から、知事の役割業務を各町長が行っています。

また、市町村長は、届出の審査及び受理、騒音測定、立入検査、改善勧告及び命令、自動車騒音の測定に基づく公安委員会への要請及び道路管理者等への意見陳述等を行います。

（図1－36）（資料編5－(7), (8), (9), (10)）

図 1-36 騒音規制法の体系



(7) 工場・事業場騒音

本県の指定地域内の特定工場等の数は、令和6年度末で1,631工場です。指定地域内の特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損われると認められる場合は、勧告、命令等を行います。また、苦情に基づく立入検査の際、騒音防止に関する行政指導を行っています。

騒音の防止については、事業者の騒音対策に関する知識の向上を図るとともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策並びに住居及び工場等の分離の推進等都市計画に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。（表1-83、資料編5-(7)）

表1-83 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況（令和6年度末現在）

施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳型造型機	計
施設数	833	6,052	690	446	115	11	360	5	370	210	84	9,176
工場数	126	996	134	26	75	4	156	1	97	9	7	1,631

(1) 建設作業騒音

建設作業騒音の防止については、施工者側の防止対策に対する十分な配慮が効果的であるため、付近住民に対する事前説明の実施、代替工法の採用等の対策が必要です。（表1-84、資料編5-(8)）

表1-84 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況（令和6年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートブランク等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業	計
届出数	44	0	184	33	1	22	0	1	285

(ウ) 自動車騒音

自動車騒音については、交通量の増大により幹線道路沿い等において、定常に発生します。本県の自動車保有台数は、約134万台（令和6年度末）です。

騒音規制法の指定地域内における自動車騒音が、要請限度を超えてることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町村長は、公安委員会に対し、交通規制等の措置を要請します。

自動車騒音を低減するためには、信号機の設置、自動車等の通行禁止等の交通規制、最高速度の制限等の道路交通法の規定による措置とともに、道路部分の舗装の改良、立体交差化、緑地帯の拡大等構造の改善を図る必要があります。（資料編5-（9））

イ 県公害防止条例による規制

県公害防止条例は、法で規制する特定施設のほかに、冷凍機に付随した圧縮機、コンクリートブロックマシン等の特定施設による騒音、飲食店の深夜営業騒音、拡声機による騒音等について規制しています。

特に、深夜営業騒音については、カラオケ騒音に代表される飲食店等における騒音に対する苦情が増加し、規制を求める世論が高まったことから、昭和56年12月に県公害防止条例の改正を行い、飲食店営業に係る音量規制及び音響機器の使用制限を定めています。このうち、音量については、昭和57年6月から騒音規制法の指定地域内において規制をしています。一方、音響機器の使用については、18市8町の都市計画法に基づく住居系用途地域及び近隣商業地域を使用制限区域として指定し、深夜騒音防止を図っています。（表1-85、資料編5-（11）、（12）、（13））

表1-85 県公害防止条例に基づく特定施設設置届出状況（令和6年度末現在）

区分	やすり 目立機	のこ 目立機	圧縮機	送風機	走行 クレーン	動力 打綿機等	コンクリートブ ロックマシン	計
施設数	-	4	880	295	65	49	53	1,346
工場等数	-	3	219	78	17	38	37	392

※ 表中の工場等数は延数である。なお、工場等数の実数は合計で334である。

ウ 近隣騒音

近隣騒音は、カラオケ等の深夜営業騒音、移動販売車等の拡声機騒音、家庭生活からの騒音等に分類され、近年の都市部の過密化や生活様式の変化に伴い、騒音苦情に占める割合が年々高くなっています。

2 振動の現状と対策

(1) 現状

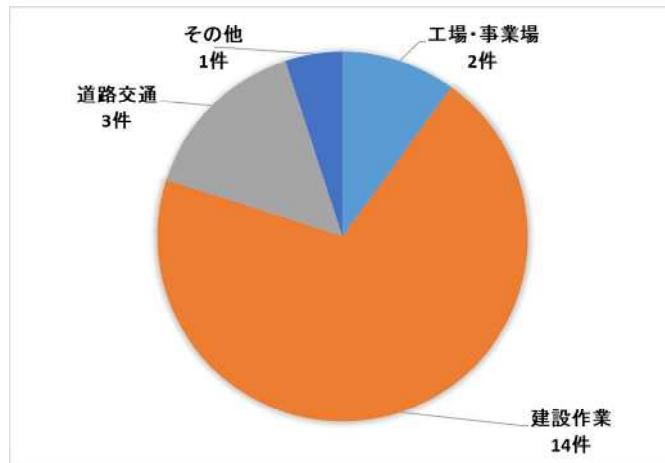
振動は、振動源（機械、建設作業、道路交通等）からのエネルギーが地面等を伝播し、主に生活主体である建物を媒体として人体に伝わり、不快感を与えるものであり、場合によっては、建物の損傷等、物的な被害をもたらすこともあります。

振動苦情件数の推移は、図1-37のとおりです。令和6年度の振動の苦情件数は20件で、建設作業に係る苦情が14件と振動苦情全体の70%を占めています。（図1-38）

図1-37 振動の苦情件数の推移



図1-38 振動の発生源別苦情件数



(2) 対策

振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導を行い、関係機関や市町村と密接な連携を図り、各種対策を総合的に推進していくことが必要です。

ア 振動規制法による規制

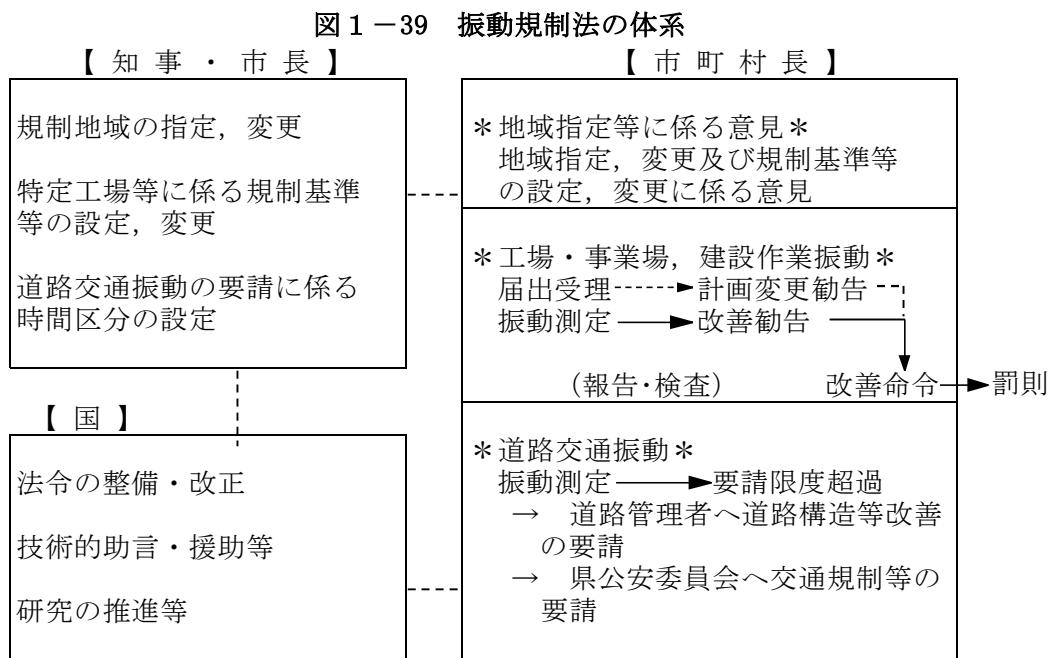
振動規制法では、工場・事業場における事業活動に伴う振動及び建設作業に伴う振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動の限度（要請限度）を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。

知事（市の区域においては市長）は、規制地域の指定及び特定工場等に係る規制基準等の設定等を行うこととされ、令和7年3月末現在で19市8町について規制地域等の指定を行っています。

なお、鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく権限移譲により、大崎町、中種子町及び南種子町については平成26年4月から、さつま町及び湧水町については令和3年4月から知事の役割業務を各町長が行っています。

また、市町村長は、届出の審査及び受理、振動測定、立入検査、改善勧告及び命令、道路交通振動の測定に基づく道路管理者及び公安委員会への要請等を行います。

(図1-39) (資料編6-(1), (2), (3), (4))



(7) 工場・事業場振動

指定地域内の特定工場等が規制の対象となり、県内の特定工場等の数は、令和6年度末で827工場です。

工場・事業場からの振動防止については、事業者の振動に関する知識の向上とともに、施設の改善及び適正配置等の発生源対策や住居及び工場等の分離の推進等、都市計画に基づく土地利用面における対策等を図ることが必要です。（表1-86）

表1-86 振動関係特定施設届出状況（令和6年度末現在）

施設の種類	金属加工機械	圧縮機	土石用破碎機等	織機	コンクリートブロックマシン等	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	合成樹脂用射出成形機	鋳型造型機	計
施設数	579	2,085	441	486	23	100	123	8	204	78	4,127
工場数	98	515	85	12	14	55	34	1	9	4	827

(1) 建設作業振動

指定地域内において行われる建設作業のうち、政令で定めるくい打ち作業等の特定建設作業が規制対象となります。（表1-87、資料編6-(2)）

建設作業振動については、建設作業が本来、衝撃力を直接利用することや、一時的に行われることなどから、対策が困難な場合が多く、このため、付近住民への事前説明や低振動工法の採用等が必要です。

表1-87 振動関係特定建設作業届出状況（令和6年度）

作業の種類	くい打機等を使用する作業	鋼球を使用して破壊する作業	舗装版破碎機を使用する作業	ブレーカーを使用する作業	計
届出数	45	1	0	132	178

(ウ) 道路交通振動

道路交通振動とは、自動車が道路を通行することに伴い発生するものをいいます。

道路交通振動は、凹凸のある路面の道路を大型の車両等が高速で走行することなどにより発生することから、道路の舗装、補修等の道路構造の改善対策や速度制限等の方策を講じることが必要です。

3 悪臭の現状と対策

(1) 現状

悪臭は、大気汚染、水質汚濁等と異なり、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであり、その感知の程度は、各人の嗜好、体調などにも左右され、また、発生源も多種多様です。

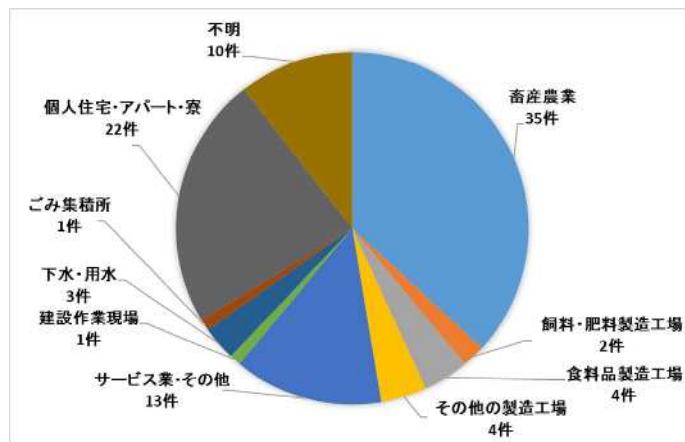
悪臭問題は、低濃度でも不快感を与えることや、多種類の物質がこん然となって大気中に拡散されることなどから、悪臭物質濃度と被害との関係が不明確であるため、問題の解決が困難なものとなっています。

悪臭苦情件数の推移は、図1-40のとおりです。令和6年度の悪臭の苦情件数は95件で、そのうち、畜産産業が35件と悪臭苦情全体の37%を占め、次いで個人住宅・アパート・寮が22件となっています。（図1-41）

図1-40 悪臭の苦情件数の推移



図1-41 悪臭の発生源別苦情件数



(2) 対策

悪臭防止及び苦情等への対策として、悪臭防止法及び県公害防止条例による規制を行っています。

ア 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、規制地域内に設置されている工場その他の事業場の全てが規制の対象となります。

規制基準には、物質濃度規制と臭気指数規制の2通りがあり、物質濃度規制は政令で指定されている特定悪臭物質（22物質）、臭気指数規制は全ての物質を対象として、敷地境界、排出口及び排出水中における規制基準が定められています。（資料編7-（1））

知事（市の区域においては市長）は、同法に基づき規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、市町村長は悪臭物質の測定や改善勧告、改善命令の発動といった規制事務を行っています。（図1-42）

なお、鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく権限移譲により、大崎町については平成26年4月から、さつま町については令和3年4月から知事の役割業務を各町長が行っています。

令和7年3月末における県内の状況については、19市15町で規制地域を指定しており、多くの市町が特定悪臭物質の濃度による規制を採用していますが、鹿児島市、出水市、日置市及び霧島市は臭気指数規制を導入しています。（資料編7-（1））

イ 県公害防止条例による規制

県公害防止条例では、知事が規制対象となる施設を定め、事業者に施設の構造並びに使用及び管理に関する基準の遵守を義務付けることによって悪臭の防止を図っています。（図1-42、表1-88）

なお、独自に条例を制定している鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、南さつま市及び奄美市には適用されません。

図1-42 悪臭防止の体系

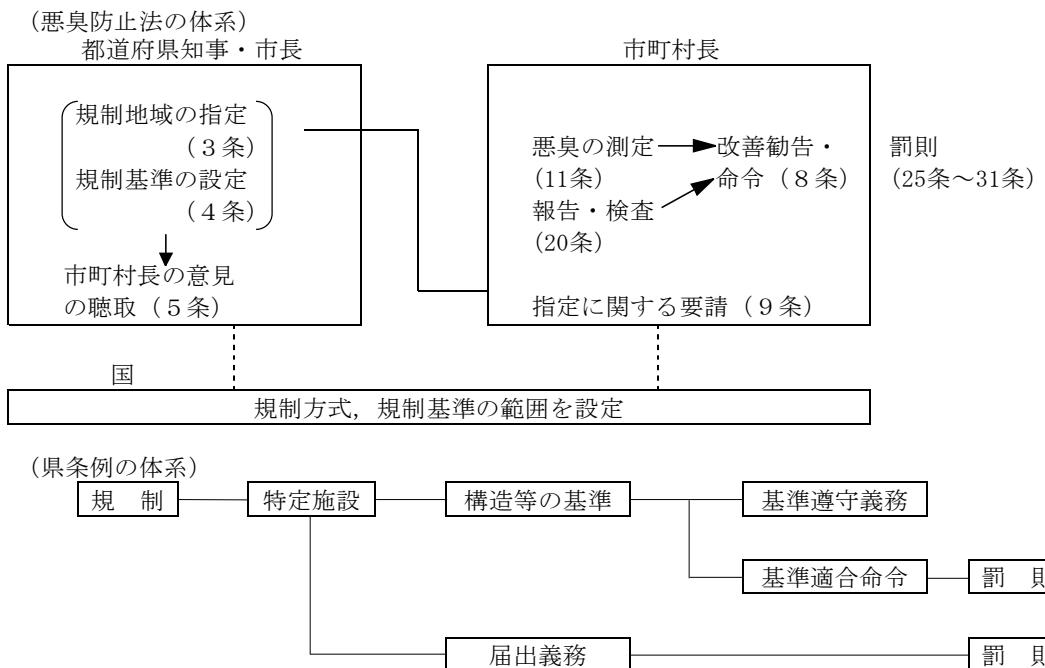


表1-88 県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況（令和6年度末現在）

番号	用途区分	施設名	規模	届出施設数
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場	全てのもの	30
		(2)蒸解施設	〃	54
		(3)乾燥施設	〃	16
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場	全てのもの	14
		(2)乾燥施設	〃	14
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま	全てのもの	1
		(2)薬液回収施設	〃	0
4	鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設	全てのもの	4
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ	全てのもの	16
計				149
工場等数				56

4 不快害虫等の現状と対策

(1) 現状

ア ヤンバルトサカヤスデの発生地域の拡大

ヤンバルトサカヤスデは、台湾原産の外来生物で、落葉や腐植土などを餌として、日当たりの悪い湿った場所を好んで棲息しており、本来、農作物や人に害を及ぼしたりすることはありませんが、繁殖力が強いため大量に発生し、集団移動したり、壁や塀をよじ登ったり、家の中に侵入することがあります。強い不快感を与えます。

県内では、平成3年に徳之島で大量発生して以来、奄美全域や県本土の34市町村で棲息が確認され、棲息域は拡大傾向にあります。

イ キオビエダシャク等の侵入害虫の発生

イヌマキ等を加害するキオビエダシャクは、平成13年には種子島や薩摩半島南部の限られた地域で発生していましたが、その後拡大を続け、県下ほぼ全域で確認されています。イヌマキは、民家の垣根や庭木として多く植栽されており、幼虫が葉を食害した場合、景観を損ねます。なお、繰り返し食害された場合には枯死してしまいます。

ソテツを加害する害虫については、平成19年にクロマダラソテツシジミが侵入し、その後、県下各地で確認されているほか、令和4年にカイガラムシの一種であるソテツシロカイガラムシが侵入し、大島本島の各地で確認されています。ソテツは、庭木や街路樹などに利用されるほか、切り葉や観葉植物としても生産されており、新芽や柔らかい葉が被害を受けることで、商品価値の低下を招いたり、枯死する場合があります。

(2) 対策

ア ヤンバルトサカヤスデへの対策

県では、駆除方法やまん延防止対策に関するリーフレットや侵入防止対策マニュアルの作成・配布や、駆除剤の開発などの対策を講じてきています。

また、大学や薬品会社の専門家、県及び市町村等で構成する「ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会」を設置し、まん延防止に係る調査研究、地元住民や建設・造園業者等を対象にした現地説明会の開催に取り組んでいます。

市町村においては、ヤスデ駆除剤の購入補助や無償配付等を行うとともに、住民と協力して定期的に薬剤散布や山裾の下草払いなどを実施し、ヤスデの住みにくい環境づくりに努めています。

イ キオビエダシャク等の侵入害虫への対策

県では、市町村や関係機関・団体等と連携して防除指導連絡体制を整備し、被害状況の把握及び適切な防除方法の普及啓発に努めています。

第10節 海岸漂着物対策の推進

1 海岸漂着物の現状

本県の海岸線延長は約2,666kmで、北海道、長崎県に次いで全国第3位の長さです。そのうち、約1,000kmが本土の海岸線であり、残りは離島の海岸線となっています。

近年、海岸への漂着ごみの被害が、全国的に問題となっており、本県においても、大量の漂着ごみが確認されています。（表1-89）

また、漂着物の中には、液体の残った廃ポリタンクや医療廃棄物、鉛などの重金属を含んだ漁具などの危険物も確認されています。（表1-90）

表1-89 海岸漂着物量の推計（令和2年度）

市町村数	人 工 物	自 然 物 (流木・灌木)	人 力 で 回 収 が 困 難 な 流 木	漂 着 総 数
33	1,943m ³	9,369m ³	393m ³	11,705m ³
	391 t	5,576 t	222 t	6,189 t

表1-90 廃ポリタンク等漂着個数（環境省）（令和6年度）

（単位：個）

	廃ポリタンク	医療廃棄物	漁具
総 数	785	238	59,683
うち韓国語表記	10	1	528
うち中国語表記	134	22	16,107
うち英語表記	16	1	117
うち日本語表記	7	1	61
うちロシア語表記	0	0	0
うち内容物有り	2	0	—
内 容 物 等	—	—	—
漂着した市町村	阿久根市、志布志市、奄美市、東串良町、龍郷町、徳之島町、天城町、与論町	阿久根市、指宿市、志布志市、奄美市、東串良町、龍郷町、天城町、与論町	阿久根市、指宿市、志布志市、奄美市、東串良町、龍郷町、徳之島町、天城町、与論町

2 海岸漂着物対策

県では、平成21年に「鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会」を設置し、海岸漂着物の効果的な回収処理の方法や、普及啓発の方法などの協議を行っています。

令和4年3月に改定した「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」では、海岸管理者、県、市町村などの役割等を定めており、現在はこの計画に沿って、海岸漂着物対策を推進しています。

第11節 化学物質の環境安全管理

1 化学物質に関する環境調査

(1) 概要

化学物質は、様々な用途に有用性をもち、現代生活のあらゆる面で利用されており、人類の生活の向上に多大な寄与をしています。その反面、化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄等の様々な過程で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物濃縮などを通じて、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

国においては、平成5年11月に制定した「環境基本法」に基づき平成6年12月に策定した「環境基本計画」の中で、化学物質の環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれ）の低減対策を、環境保全に関する基本的な事項の一つとして明確に位置付けたところであり、環境リスクをできるだけ定量的に評価するとともに、総体として低減させることを目指し、各般の施策を実施することとしています。

化学物質で環境を悪化させてしまった場合、その回復は莫大な労力、費用をかけても容易ではありません。したがって、環境媒体が化学物質に暴露されることにより、人の健康に悪影響を及ぼすことを未然に防止するため、化学物質の環境中の残留レベルを監視し、必要な場合に対策を講じていくことは必要不可欠です。この観点のもとに本県では、昭和59年度から環境省の委託を受け、化学物質環境実態調査（化学物質エコ調査）を実施しており、現在は平成16年5月に発効した「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）」に基づく対象物質や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づく特定化学物質等についてモニタリング調査等を実施しています。

(2) 令和6年度環境省委託調査

ア モニタリング調査

P O P s 条約対象物質及び化審法第1、2種特定化学物質等の環境実態を経年的に把握することを目的とした調査です。（表1-91-①）

イ 詳細環境調査

化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行う際の基礎資料となる調査です。（表1-91-②）

表1-91-① モニタリング調査内容（令和6年度）

区分	調査地点	調査対象物質
水質	五反田川及び天降川	P O P s 等 8物質群
底質	五反田川及び天降川	〃 8物質群
生物	薩摩半島西岸	〃 10物質群
大気	鹿児島市	〃 8物質群

表1-91-② 詳細環境調査内容（令和6年度）

区分	調査地点	調査対象物質
水質	肝属川(河原田橋) 五反田川(五反田橋)	アクリル酸、アクリル酸エステル類、アルキル硫酸（アルキル基の炭素数が8から18までのもの）及びその塩類、N,N,N-トリメチルドデカシ-1-アミニウムの塩

2 ダイオキシン類対策

(1) ダイオキシン類とは

有機塩素系化合物であるPCDD（ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン）、PCDF（ポリ塩化ジベンゾフラン）、コプラナーPCB（コプラナーポリ塩化ビフェニル）の総称で、図1-43に示すような構造をしています。それらは、物質の製造、廃棄等の人為的な過程や、環境中での反応等の自然的な過程を経て、非意図的に生成される物質です。

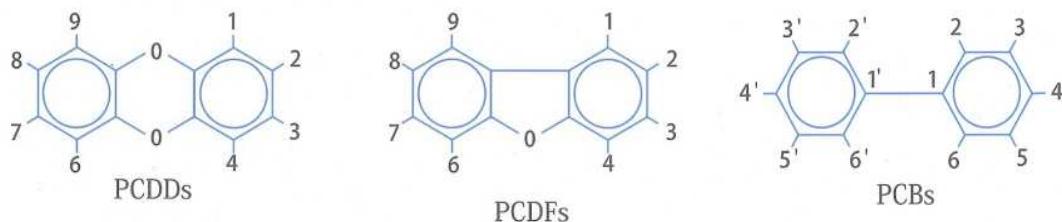
化学構造の違いによって220種類以上の異性体があり、このうち、毒性があるとみなされているのは29種類であり、特に、2,3,7,8-TCDDは強い発ガン性、催奇形性を持つといわれています。

主な発生源は、ごみ焼却施設などや製鋼用電気炉などです。

環境中への排出を減らすために、これまでダイオキシン類対策特別措置法や、廃棄物処理法、大気汚染防止法に基づき、ごみ焼却施設などに対する排出ガス規制や構造の改善などの対策が進められています。

「ダイオキシン対策推進基本方針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）及びダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項に基づき定められた「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（平成24年8月変更）では、「ダイオキシン類削減目標量は176g-TEQ/年」となっています。令和3年のダイオキシン類の排出総量は96g-TEQ/年は目標量を下回っており、削減目標は達成されたと評価されています。

図1-43 ダイオキシン類の構造式



(2) ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的として、平成11年7月に成立・公布され、平成12年1月から施行された法律です。

まず、耐容一日摂取量（TDI；ヒトが一生涯にわたり連日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日体重1kg当たりのダイオキシン類摂取量）が4pg-TEQ/kg（体重）/日と定められ、大気の汚染・水質の汚濁・底質の汚染・土壤の汚染に係る環境基準（環境中のダイオキシン類濃度の基準）についても、それぞれ、0.6pg-TEQ/m³以下、1pg-TEQ/L以下、150pg-TEQ/g以下、1000pg-TEQ/g以下と定めされました。

さらに、廃棄物焼却炉やクラフトパルプの漂白施設等を特定施設として指定し、特定施設設置者は、排出基準等を遵守するとともに、毎年1回以上ダイオキシン類の濃度を自主測定し県知事へ報告することが義務付けられました。（資料編9-(1), (2), (3)）

(3) 県の取組

ア ダイオキシン類常時監視調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県（国、市町及び一部事務組合を含む。）が令和6年度に実施したダイオキシン類に係る常時監視結果は、大気16地点、公共用水域（水質）17地点、公共用水域（底質）8地点、地下水質28地点及び土壤21地点において、全ての地点で環境基準を達成していました。（表1-92）

表1-92 ダイオキシン類常時監視調査結果（令和6年度）

環境媒体	区分	調査地点数	調査結果			全国平均値 （※4）	環境基準	単位
			平均値	最小値	最大値			
大気 （※1）	全体	16	0.030	0.0029	0.28	0.013	0.6以下	pg-TEQ/m ³
	一般環境	8	0.0085	0.0029	0.022			
	発生源周辺（※3）	7	0.057	0.0035	0.28			
	沿道	1	0.0067	0.0067	0.0067			
公共用水域 水質 （※2）	全体	17	0.094	0.022	0.24	0.18	1以下	pg-TEQ/L
	河川	16	0.098	0.026	0.24			
	湖沼	1	0.022	0.022	0.022			
公共用水域 底質 （※2）	全体	8	1.1	0.13	4.6	5.6	150以下	pg-TEQ/g
	河川	7	0.87	0.13	4.6			
	湖沼	1	2.7	2.7	2.7			
地下水質 （※2）	全体	28	0.088	0.022	0.93	0.044	1以下	pg-TEQ/L
	一般環境	9	0.040	0.022	0.096			
	発生源周辺（※3）	19	0.11	0.022	0.93			
土壤 （※2）	全体	21	1.7	0.0024	11	2.6	1,000以下	pg-TEQ/g
	一般環境	7	1.6	0.0024	11			
	発生源周辺（※3）	14	1.7	0.0034	10			

※1 大気：各地点年1～4回の調査

※2 公共用水域（水質、底質）、地下水質及び土壤：各地点年1回の調査

※3 発生源周辺：廃棄物処理施設の周辺地域

※4 全国平均値は令和5年度の調査結果

イ 焼却施設等のダイオキシン対策

(ア) 特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却施設などダイオキシン類を排出する施設（特定施設）の設置者は年1回以上の測定（自主測定）を実施し、その結果を知事に報告しなければならないとされています。

令和5年度中に測定を実施し、報告のあった廃棄物焼却施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果は0～3.9ng-TEQ/m³Nの範囲にあり、全ての施設で排出基準に適合していました。（表1-93）

また、ばいじん及び焼却灰の測定結果は、それぞれ0～32ng-TEQ/g、0～2.3ng-TEQ/gの範囲にありました。（表1-93）

なお、ばいじんと焼却灰については、排出基準は定められていませんが、埋立処分等を行う場合に、処分基準（3ng-TEQ/g）が適用されることから、設置者に対し適正処理について指導を行っています。

廃棄物焼却炉以外の特定施設1施設（クラフトパルプ漂白施設）についても、設置者による測定結果は排出基準に適合していました。

表1-93 廃棄物焼却施設に係る設置者による測定の報告状況（令和5年度）

区分	焼却能力 50kg/h以上 100kg/h未満 ^{注)}	100kg/h以上 200kg/h未満	200kg/h以上 2,000kg/h未満	2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	合計
稼働炉数	9	59	31	17	116
対象炉数	8	50	31	17	106
測定炉数	排出ガス	8	48	31	104
	ばいじん	2	36	27	17
	焼却灰	8	49	30	13
					100

注) 火床面積が0.5m²以上であって、焼却能力が50kg/h未満の施設を含む。

(1) 行政による立入調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法等の適正な施行を確保するため、県は立入調査を実施しています。

令和6年度は、廃棄物焼却施設の排出ガス（7施設）と廃棄物最終処分場の放流水（6施設）及び地下水（8施設）の立入調査を実施しました。

調査の結果、全ての施設で排出基準に適合していました。（表1-94）

表1-94 立入調査結果の概要（令和6年度）

区分	施設数	測定結果の範囲	排出基準等 超過施設数
廃棄物焼却炉	排出ガス	7 0.000040 ~ 4.0 ng-TEQ/m ³	0
廃棄物最終処分場	放流水 地下水	6 0 ~ 0.040 pg-TEQ/L 8 0.000033 ~ 0.00069 pg-TEQ/L	0 0

3 内分泌かく乱化学物質等対策

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）は、正式には外因性内分泌かく乱化学物質といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味します。

環境省は、内分泌かく乱化学物質に関する基本的な考え方や今後の対応方針等を示し、加えて環境ホルモン作用が疑われる67物質（改訂後65）をリストアップした「環境ホルモン戦略計画SP EED'98」を、平成10年5月（平成12年11月改訂）に策定しました。また、平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—E X T E N D 2005—」、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—E X T E N D 2010—」、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—E X T E N D 2016—」、令和4年10月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—E X T E N D 2022—」を取りまとめ、令和4年度からはこれに基づき調査研究等を推進しています。

内分泌かく乱化学物質については、人の健康への影響について未解明な部分が多く、多岐な分野にわたることから、本県では「内分泌かく乱化学物質等情報交換検討会」を設置し、関係各課において監視調査や残留農薬試験等を実施するとともに、情報の収集等を行っています。

4 P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）

Pollutant Release and Transfer Registerの略称で、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移

動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表することです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、このP R T R制度が導入されました。これにより、平成14年4月以降、業種（製造業など23業種）や従業員数（21人以上）などの一定の要件を満たす事業者は、第一種指定化学物質（ベンゼン、ダイオキシン類など354物質）の環境への排出量等を、都道府県を経由して国へ届け出ることが義務付けられ、国や県は届出情報を集計・公表しています。（平成22年度以降は、把握の対象となる第一種指定化学物質は462物質、対象業種は24業種。令和5年度以降は、把握の対象となる第一種指定化学物質は515物質。）

令和6年度には令和5年度の排出量・移動量について県内436の事業所から届出がありました。事業者から届出のあった令和5年度の本県の総届出排出量・移動量の内訳は、総届出排出量約431トン、総届出移動量約202トン、計約632トンとなっています。

排出の内訳は、大気への排出334トン（総届出排出量・移動量比53%）、公共用水域への排出96トン（同15%）、土壤への排出0.6トン（同0.09%）であり、事業所内での埋立処分はありませんでした。

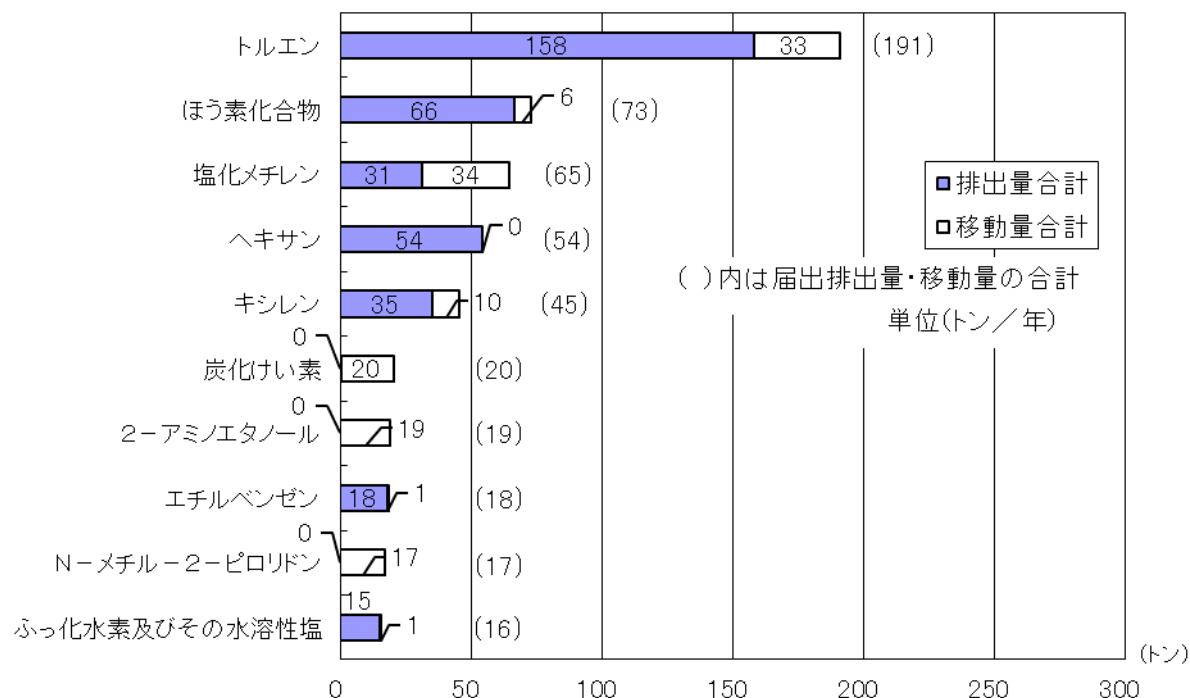
また、移動の内訳は事業所外への廃棄物としての移動180トン（同23%）、下水道への移動0.004トン（同0.0005%）となっています。（表1-95、図1-44）

※各集計結果の合計値は、その内訳の合計値と、端数処理の関係で異なる場合があります。

表1-95 排出量・移動量の業種別届出状況（令和5年度）

業種	届出数	業種	届出数
金属鉱業	2	輸送用機械器具製造業	2
製造業	11	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3
飲料・たばこ・飼料製造業	9	その他の製造業	1
酒類製造業	2	電気業	24
繊維工業	1	下水道業	23
木材・木製品製造業	1	倉庫業	4
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	石油卸売業	11
化学工業	6	燃料小売業	248
農薬製造業	1	洗濯業	3
石油製品・石炭製品製造業	7	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	32
プラスチック製品製造業	1	産業廃棄物処分業	10
窯業・土石製品製造業	3	特別管理産業廃棄物処分業	1
非鉄金属製造業	2	医療業	2
金属製品製造業	6	高等教育機関	2
一般機械器具製造業	3	自然科学研究所	3
電気機械器具製造業	11	合計	436

図1-44 届出排出量・移動量の上位物質とその量（令和5年度）



第12節 原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全

川内原子力発電所は、1号機が昭和59年から、2号機が昭和60年から出力89万kWで営業運転を開始しました。原子力発電所については、国が原子炉等規制法等に基づき安全規制を行っており、県としては川内原子力発電所周辺地域の環境放射線の監視を基本として、電力事業者等と安全協定を締結し、その厳正な運用を図るなど各種の安全対策を積極的に講じています。

1 原子力安全対策の推進

(1) 安全協定の運用等

川内原子力発電所周辺地域の住民の安全確保及び環境の保全を図るため、昭和57年に県、薩摩川内市、九州電力(株)の三者で締結された安全協定は、各種の報告や連絡、事前協議等について規定しています。

令和6年度は、発電所の運転状況等に関し、安全協定に基づく35件の連絡や2件の事前協議を受けており、安全協定の厳正な運用を通じて発電所の状況把握と安全対策に万全を期しています。

なお、平成24年12月27日に鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、九州電力(株)の七者で川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定を、平成25年3月26日にいちき串木野市、阿久根市、九州電力(株)の三者で住民の安全確保に関する協定をそれぞれ締結しています。

また、県では、広報紙「原子力だよりかごしま」を年3回発行し、環境放射線の測定結果等の各種の調査結果や発電所の運転状況等について公表しています。

(2) 原子力安全対策連絡協議会の開催

原子力安全対策連絡協議会は、関係する自治体や団体と原子力安全対策について協議するとともに、連絡調整を行うために設置しています。

令和6年度は、協議会を4回開催し、環境放射線の調査計画及び結果、温排水の調査計画及び結果、川内原子力発電所の運転状況等について協議しました。

(3) 川内原子力発電所地震観測システム等の運用

川内原子力発電所地震観測システムは、県の空間放射線測定期局や発電所内に地震計5基を設置し、地震が発生した場合、県庁、環境放射線監視センター及び薩摩川内市役所や県のホームページで発電所の震度情報を直ちに県民に提供することとしています。

また、緊急時において関係機関と迅速に緊密な連絡を行えるよう、通信機器や設備の維持・管理を行っています。

2 環境放射線の監視

(1) 環境放射線の監視体制

ア 調査の目的

川内原子力発電所周辺地域の住民の安全確保及び環境の保全を図るため、次に掲げる目的の下、川内原子力発電所周辺環境における空間放射線量の測定及び環境試料の放射能分析等を実施し、その周辺地域の住民及び環境への影響を評価する。

- (ア) 周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価
- (イ) 環境における放射性物質の蓄積状況の把握
- (ウ) 原子力発電所からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価
- (エ) 緊急事態が発生した場合への平常時からの備え

イ 監視体制

川内原子力発電所に係る環境放射線の調査は、発電所の稼働前の昭和56年から「操業前調査」として、1号機の試運転開始の昭和58年からは「監視調査」として行っており、九州電力(株)は発電所敷地近傍において、県は原子力発電所から概ね30kmの圏内及び甑島の全域において実施しています。

なお、調査結果は、学識経験者により構成されている「鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会」の指導・助言を得て詳細な検討評価を行い、3か月ごとに公表しています。

ウ 調査の概要

調査には、空間放射線量の測定と環境試料の放射能分析があります。(図1-45)

(ア) 空間放射線量

発電所の周辺に線量率を測定するためのモニタリングステーションやモニタリングポスト(42地点)を、放水口に計数率を測定するための放水口ポスト(1地点)を設置し、24時間連続で測定しています。これらの測定データは、発電所排気筒モニタ等の測定データとともに、テレメータシステム等により2分間隔で環境放射線監視センター及び県庁に伝送され、常時監視しています。

また、これらの測定データを迅速に県民に提供するために、薩摩川内市を始めとする関係市役所に大型モニタを設置して表示しているほか、ホームページにより、リアルタイムで公表しています。(ホームページアドレス <http://www.env.pref.kagoshima.jp/housha>)

さらに、モニタリングポイント(49地点)を設置し3か月間の積算線量を測定するとともに、サーベイポイント(25地点)において定期的な線量率測定を実施しています。

(イ) 環境試料の放射能

発電所の周辺において、陸上では穀類、野菜などの農産物や牛乳等を、海域では魚介類や海藻類などの海産物等を定期的に採取し、放射性物質の測定を行っています。

(2) 川内原子力発電所周辺環境放射線調査結果

令和6年度における調査結果は、空間放射線量、環境試料の放射能とも、これまでの調査結果と比較して同程度のレベルであり、川内原子力発電所に起因する異常は認められていません。

ア 空間放射線量

(ア) モニタリングステーション、モニタリングポストにおける線量率の連続測定

a シンチレーション検出器による線量率の連続測定は県第1測定局及び九州電力測定局計13地点で実施し、その結果は、月平均値が19~39nGy/h(前年度まで19~45nGy/h)でした。(表1-96)

b 電離箱検出器による線量率の連続測定は36地点で実施しました。県第1及び第2測定局計22地点の結果は、月平均値が47~92nGy/h(前年度まで48~94nGy/h)でした。県第3測定局14地点の結果は、月平均値が58~80nGy/h(前年度まで57~80nGy/h)でした。(表1-96)

(イ) 放水口ポストにおける計数率の連続測定

放水口ポストにおける計数率は、月平均値が440~550cpm(前年度まで450~600cpm)でした。(表1-96)

(ウ) サーベイポイントにおける線量率の定期測定

シンチレーション検出器による線量率の定期測定は25地点で実施し、その結果は25~45nGy/h(前年度まで23~51nGy/h)でした。(表1-96)

(エ) モニタリングポイントにおける3か月積算線量測定

3か月間積算線量の測定は49地点で実施し、その結果は0.09~0.14mGy(前年度まで0.09~0.17mGy)でした。(表1-96)

表1-96 空間放射線量調査結果

測定項目		令和6年度の測定結果	前年度までの測定結果	測定地点数
連続測定	シンチレーション検出器	県第1測定局及び九州電力測定局	19~39 nGy/h	19~45 nGy/h 13
	電離箱検出器※	県第1測定局及び県第2測定局	47~92 nGy/h	48~94 nGy/h 22
		県第3測定局	58~80 nGy/h	57~80 nGy/h 14
定期測定	計数率	放水口ポスト	440~550 cpm	450~600 cpm 1
積算線量	3か月間積算線量 (蛍光ガラス線量計)	サーベイポイント	25~45 nGy/h	23~51 nGy/h 25
		モニタリングポイント	0.09~0.14 mGy	0.09~0.17 mGy 49

※ 3 MeV以上の高エネルギー成分（主として宇宙線）の寄与を含む。

※ 県はその他、緊急時に備えた電子式線量計を58地点に設置している。

イ 環境試料の放射能

(ア) 放射性核種分析は、海洋試料40試料、陸上試料133試料、合計173試料を、Cs-137, Co-60, Sr-90, I-131等について実施しました。（表1-97）

調査結果では、Cs-137, Sr-90が一部の試料で検出されましたが、Co-60, I-131は調査した全ての試料で検出されませんでした。検出されたCs-137, Sr-90は、これまでの調査結果と同程度のレベルでした。

(イ) トリチウムについては、海水8試料、陸水18試料について実施し、その結果はND～0.5Bq/L（前年度までND～6.9Bq/L）でした。

(ウ) ダストモニタによる放射性核種分析は、Cs-137, Co-60, I-131について1時間ごとに実施し、その結果はND（前年度までND）でした。

表1-97 環境試料の放射能（総括表）（令和6年度）

試料名		核種名	単位	核種分析					
				令和6年度の調査結果		令和元～5年度の調査結果		前年度までの調査結果	
				試料数	測定値	試料数	測定値	試料数	測定値
海 生 物 洋 試 料	魚類	Cs-137	Bq/kg生	9	0.04～0.12	43	ND～0.12	400	ND～0.53
		Co- 60		9	ND	43	ND	400	ND
		Sr- 90		8	ND	34	ND～0.03	321	ND～0.58
		I- 131		2	ND	10	ND	78	ND
	軟体類 棘皮類	Cs-137	Bq/kg生	8	ND	39	ND～0.04	395	ND～0.28
		Co- 60		8	ND	39	ND	395	ND
		Sr- 90		2	ND	10	ND～0.03	114	ND～0.77
		I- 131		1	ND	5	ND	50	ND
	藻類	Cs-137	Bq/kg生	3	ND	14	ND～0.04	201	ND～0.23
		Co- 60		3	ND	14	ND	201	ND
		Sr- 90		3	ND	13	ND	155	ND～0.38
		I- 131		3	ND	14	ND	201	ND
	放水口側	Cs-137	mBq/L	6	ND～1.8	30	ND～2.2	260	ND～13
		Co- 60		6	ND	30	ND	260	ND
		Sr- 90		2	0.77, 0.94	10	ND～1.2	88	ND～10
		I- 131		6	ND	30	ND	260	ND
	取水口側	H - 3	Bq/L	4	ND～0.3	20	ND～0.3	155	ND～6.6
		Cs-137	mBq/L	6	ND～2.0	30	ND～2.1	260	ND～9.6
		Co- 60		6	ND	30	ND	260	ND
		Sr- 90		2	0.73, 1.0	10	0.68～1.2	88	ND～7.8
	底土	I- 131		6	ND	30	ND	260	ND
		H - 3	Bq/L	4	ND	20	ND～0.3	155	ND～6.9
		Cs-137	Bq/kg乾土	4	ND	20	ND	174	ND～1.5
		Co- 60		4	ND	20	ND	174	ND
		Sr- 90		2	ND	10	ND	88	ND
陸上試料	穀類(米)	Cs-137	Bq/kg生	4	ND～0.41	20	ND～0.64	177	ND～2.5
		Co- 60		4	ND	20	ND	177	ND
		Sr- 90		2	ND	10	ND～0.08	91	ND～0.16
		I- 131		2	ND	10	ND	88	ND
	葉菜類	Cs-137	Bq/kg生	4	ND	20	ND～0.01	175	ND～0.52
		Co- 60		4	ND	20	ND	175	ND
		Sr- 90		2	0.05, 0.26	10	ND～0.16	91	ND～0.95
		I- 131		4	ND	20	ND	172	ND
	根菜類	Cs-137	Bq/kg生	2	ND	10	ND	86	ND～0.12
		Co- 60		2	ND	10	ND	86	ND
		Sr- 90		—	—	—	—	1	0.07
	豆類	Cs-137	Bq/kg生	1	0.04	5	ND	41	ND～0.20
		Co- 60		1	ND	5	ND	41	ND
		I- 131		1	ND	5	ND	41	ND

※ ND : 検出されず

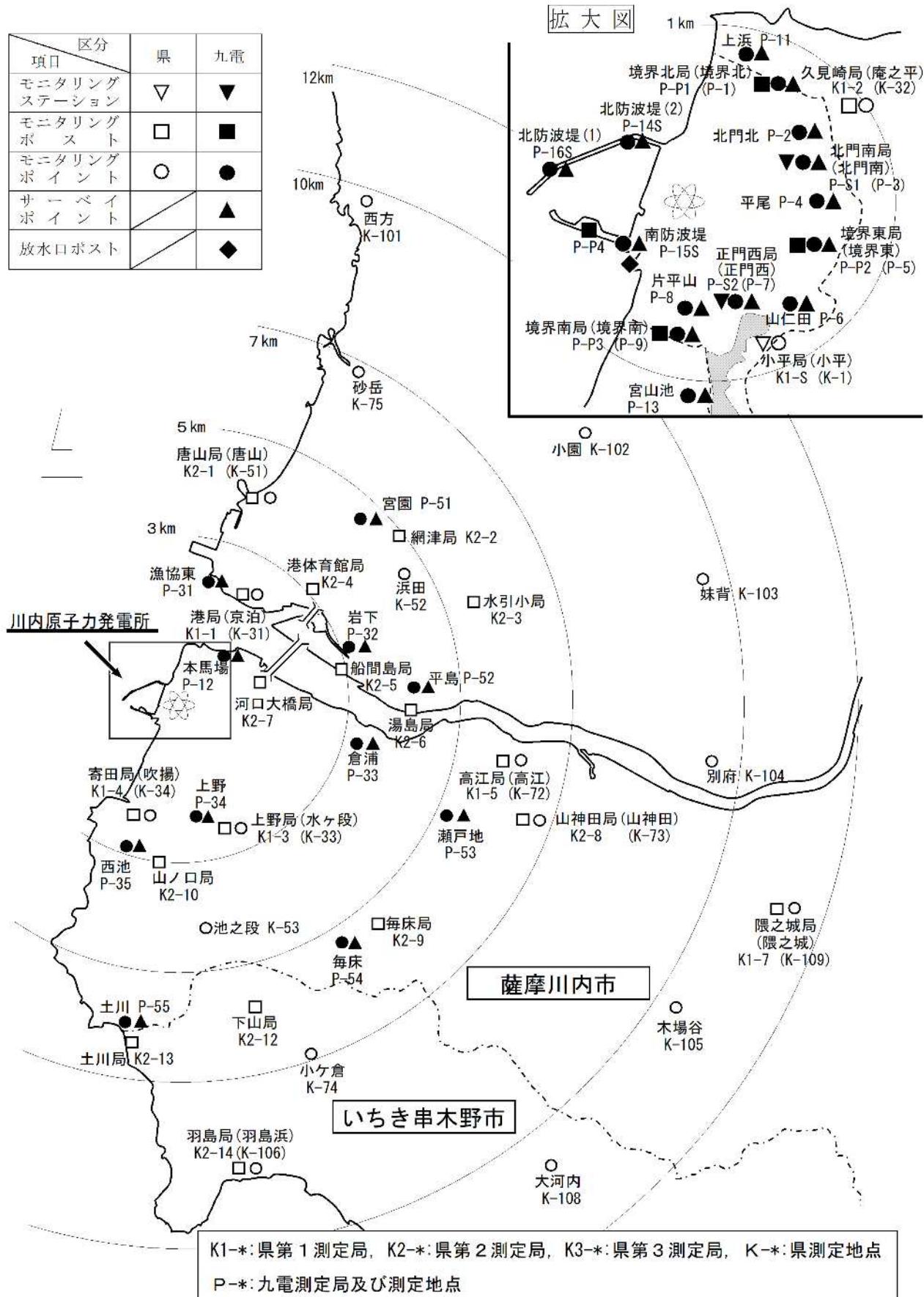
表1-97 環境試料の放射能（総括表）（令和6年度）

試料名		核種名	単位	核種分析			
				令和6年度の調査結果		令和元～5年度の調査結果	
				試料数	測定値	試料数	測定値
陸 植 物 上	いも類	Cs-137	Bq/kg生	3	ND	15	ND～0.11
		Co- 60		3	ND	15	ND
		Sr- 90		2	0.03, 0.06	10	ND～0.17
	工芸作物(茶)	Cs-137	Bq/kg生	2	0.08	10	0.05～0.12
		Co- 60		2	ND	10	ND
		Sr- 90		2	0.18, 0.29	10	0.03～0.23
		I- 131		2	ND	10	ND
	果樹(柑橘類)	Cs-137	Bq/kg生	2	ND, 0.01	10	ND～0.02
		Co- 60		2	ND	10	ND
		Sr- 90		1	0.06	5	0.05～0.09
		I- 131		2	ND	10	ND
	牧 草	Cs-137	Bq/kg生	1	ND	5	ND～0.05
		Co- 60		1	ND	5	ND
		Sr- 90		—	—	—	1
		I- 131		1	ND	5	ND
試 料	松 葉	Cs-137	Bq/kg生	4	ND～0.06	20	ND～0.09
		Co- 60		4	ND	20	ND
		Sr- 90		2	0.04, 1.3	10	0.02～3.3
		I- 131		4	ND	20	ND
	畜産物(牛乳)	Cs-137	Bq/L	6	ND～0.030	38	ND～0.066
		Co- 60		6	ND	38	ND
		Sr- 90		2	ND	10	ND～0.017
		I- 131		6	ND	38	ND
	陸 水	Cs-137	mBq/L	20	ND	100	ND
		Co- 60		20	ND	100	ND
		Sr- 90		6	ND～0.74	30	ND～1.1
		I- 131		20	ND	100	ND
	陸 土	H - 3	Bq/L	18	ND～0.5	90	ND～0.5
		Cs-137	Bq/kg乾土	12	ND～4.0	60	ND～8.7
		Co- 60		12	ND	60	ND
浮遊じん	連続エアサンプラー	Sr- 90		4	ND～0.7	20	ND～0.9
		Cs-137	mBq/m ³	20	ND	100	ND
	HVエアサンプラー	Co- 60		20	ND	100	ND
		Cs-137	mBq/m ³	—	—	—	139
	ダストモニタ	Co- 60		—	—	—	ND～0.056
		Cs-137	Bq/m ³	ND	ND	ND	ND
	ダストモニタ	Co- 60		ND	ND	ND	ND
		I- 131		ND	ND	ND	ND
	ダストヨウ素サンプラー	Cs-137	mBq/m ³	28	ND	140	ND
		Co- 60		28	ND	140	ND
		I- 131		28	ND	140	ND
	降下物	Cs-137	MBq/km ²	24	ND	120	ND
		Co- 60		24	ND	120	ND

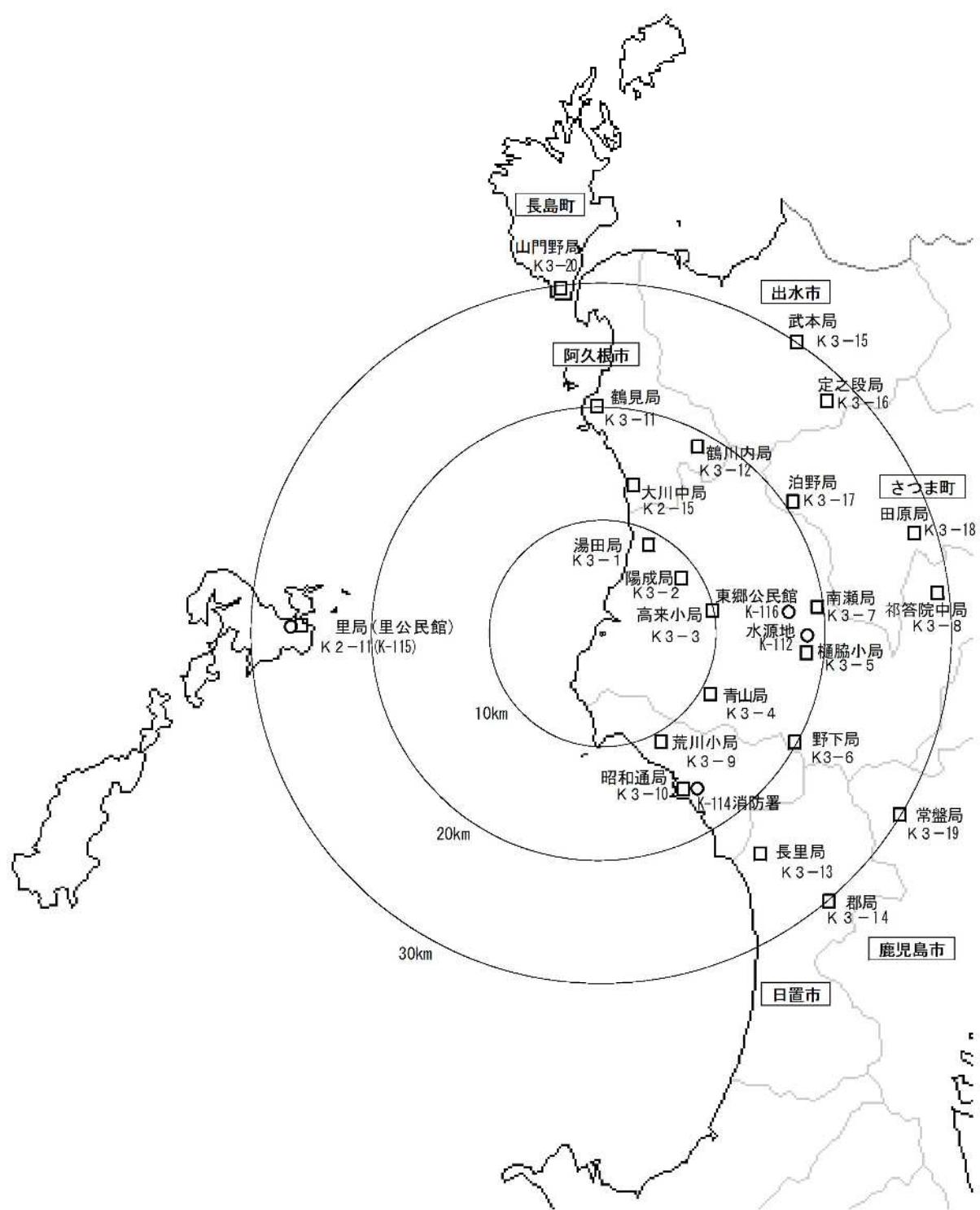
※ ND : 検出されず

図1-45 空間放射線量測定地点及び環境試料採取地点

① 空間放射線量測定地点（狭域図）



② 空間放射線量測定地点（広域図）

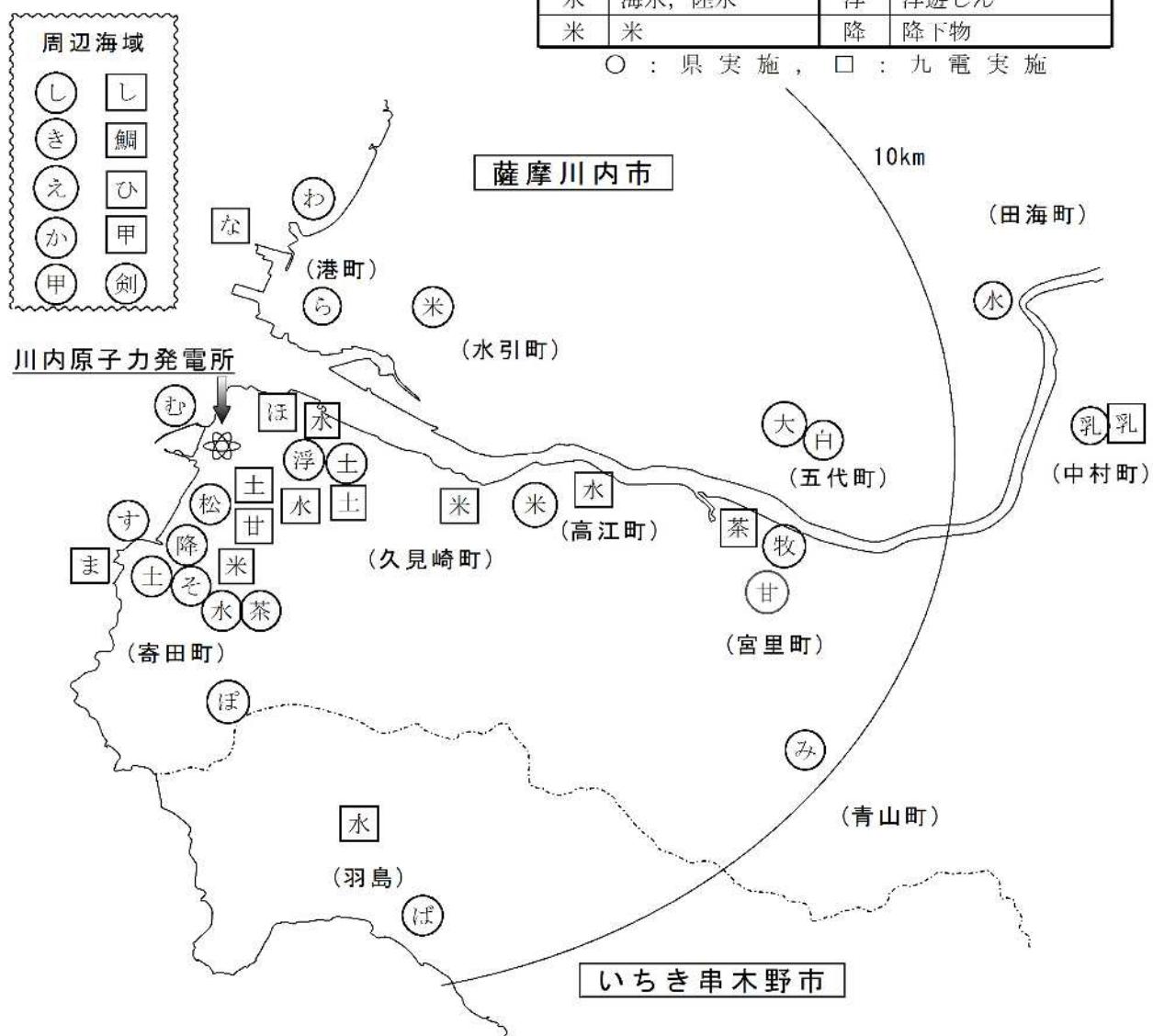


③ 環境試料採取地点

凡 例

記号	試料名	記号	試料名
し	しらす(ちりめん)	白	白菜
き	きびなご	ほ	ほうれんそう
え	えそ	ら	らっきょう
か	かわはぎ	大	大根
鯛	たい	そ	そらまめ
ひ	ひらめ	甘	甘じょ
甲	こういか	ば	ばれいしょ
剣	けんさきいか	茶	茶
な	なまこ	ぼ	ほんかん
む	むらさきいんこ	み	みかん
わ	わかめ	牧	牧草
す	すじあおのり	松	松葉
ま	まふのり	乳	牛乳
底	海底土	土	陸土
水	海水, 陸水	浮	浮遊じん
米	米	降	降下物

○：県実施、□：九電実施



第13節 環境と調和した農業の推進

本県の特色を生かした農業の持続的な発展を図るため、関係機関・団体と連携した環境と調和した農業の推進に努めています。

1 環境と調和した産地づくり

本県ではこれまでも、良質堆肥の施用による健全な土づくりや肥料・農薬の適正使用などによる環境と調和した産地づくりを進めてきましたが、国が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、令和5年3月に、県内全市町村と共同して策定した「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の目標達成に向けて取組を進めています。

(1) 有機農業の推進

農業生産に由来する環境への負荷を低減した生産方法である有機農業の促進のために、令和3年3月に改定した「県有機農業推進計画」に基づき、農業者への有機農業栽培技術指導や消費者の理解増進に向けた広報活動などを実施し、有機農業の取組面積は1,603haとなりました。

また、生産から消費まで一貫して地域ぐるみで有機農業に取り組む県内5市町の活動を支援しました。

(2) 環境保全に効果の高い営農活動の推進

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、1,593haでの営農活動を支援しました。

(3) 健全な土づくりの推進

家畜排せつ物を原料とした良質堆肥の生産及び利用促進を図るため、腐熟度判定研修会を開催しました。

また、農業者に対する土壤診断や施肥基準に基づく適正な施肥、肥料生産業者や肥料販売店への立入検査を実施し、肥料の適正な管理を指導しました。

(4) 適正な農薬使用の推進

農薬使用者等に対する適正な農薬の使用や飛散防止対策の徹底、農薬販売店等への立入検査を実施し、農薬の適正な管理と安全使用を指導しています。

また、農薬の取扱いについて指導的役割を担う農薬指導士を育成し、その総数は1,393人となりました。

(5) 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進

農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会を中心とした、地域ぐるみでの農業用廃プラスチック類の回収と再生利用に向けた取組を推進し、農業用廃プラスチック類の総排出量の約82%である3,969トンを再生利用しました。

2 家畜排せつ物等の良質堆肥化

家畜排せつ物処理施設の整備など環境汚染防止対策を推進するとともに、耕種部門と連携した良質堆肥の利活用を図っています。（表1-98、表1-99）

表1-98 県内の家畜排せつ物の処理状況（令和5年） (単位：千トン、%)

項目	放牧	堆肥化 処理施設	焼却施設	淨化 処理施設	外部処理		自作地 還元等	合計
					産廃処理 委託	堆肥 センター		
処理量	21	3,886	95	1,154	48	321	261	5,786
割合	0.4	67.2	1.6	19.9	0.8	5.5	4.5	100.0

表1-99 家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）の整備状況 (単位：か所)

年度	H22まで	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合計
施設数	1,569	41	21	23	44	16	14	48	26	32	22	19	17	13	12	1,917

3 環境と調和した農業技術の研究開発と普及

化学肥料及び化学合成農薬の使用低減を図る栽培技術や、環境保全及び資源利活用に関する技術の開発等に取り組んでいます。

また、県農業開発総合センターで新たに開発された技術等については、現地で実証を設置するなど農業者への早期普及定着に向けて、現地の実態に的確に対応した普及指導活動を行っています。（表1-100）

表1-100 農業開発総合センターの主な研究課題（令和6年度）

研究課題	実施試験場等
化学肥料の使用量を低減する栽培技術の開発	・データ駆動型土壤メンテナンスによる露地野菜の生産効率の向上 農業開発総合センター園芸作物部
化学合成農薬の使用量を低減する栽培技術の開発	・「適剤・適所」な農薬施用による省力化とIPM技術の開発 農業開発総合センター生産環境部 ・茶園における蒸気を用いた乗用型防除・除草兼用機の実用化 農業開発総合センター茶業部 ・バイオスティミュラント資材（植物活力剤）の活用技術確立 農業開発総合センター園芸作物部、果樹花き部、徳之島支場
化学肥料及び化学合成農薬の使用量を低減する栽培技術の開発	・サツマイモ有機栽培における太陽熱養生処理効果の検証 農業開発総合センター生産環境部 ・消費者ニーズを捉えた有機茶に適する栽培管理技術確立と品種選定 農業開発総合センター茶業部 ・茶の有機栽培技術体系の開発と現地実証試験 農業開発総合センター茶業部 ・環境と調和した栽培技術確立 農業開発総合センター本所、各支場
環境保全及び資源利活用に関する技術の開発	・農地土壤炭素貯留等基礎調査事業 農業開発総合センター生産環境部 ・地域未利用資源を活用したバイオ炭の新たな施用技術開発 農業開発総合センター生産環境部、徳之島支場、畜試 ・サツマソイル利用拡大に向けた施用技術開発 農業開発総合センター生産環境部、熊毛支場 ・ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証 農業開発総合センター生産環境部、園芸作物部、果樹花き部 ・畜産からの温室効果ガス排出削減のための技術開発 農業開発総合センター畜産試験場

第14節 水産業における環境対策

1 漁場保全対策

(1) 桜島軽石等除去事業

桜島の長期にわたる火山活動により生成・堆積した軽石が、大雨等により周辺海域に流出し、漁船の航行や魚類養殖に影響を与えていたため、その回収・除去作業を支援し、漁場環境の保全を行っています。

(2) 水産多面的機能発揮対策推進事業

水産資源の保護・育成に重要な役割を担い、水質浄化などの公益的機能を果たす社会の共通資源である藻場・干潟の機能の維持・回復など、漁業者等が行う活動に対し支援とともに、助言・指導を行っています。

(3) 赤潮対策調査

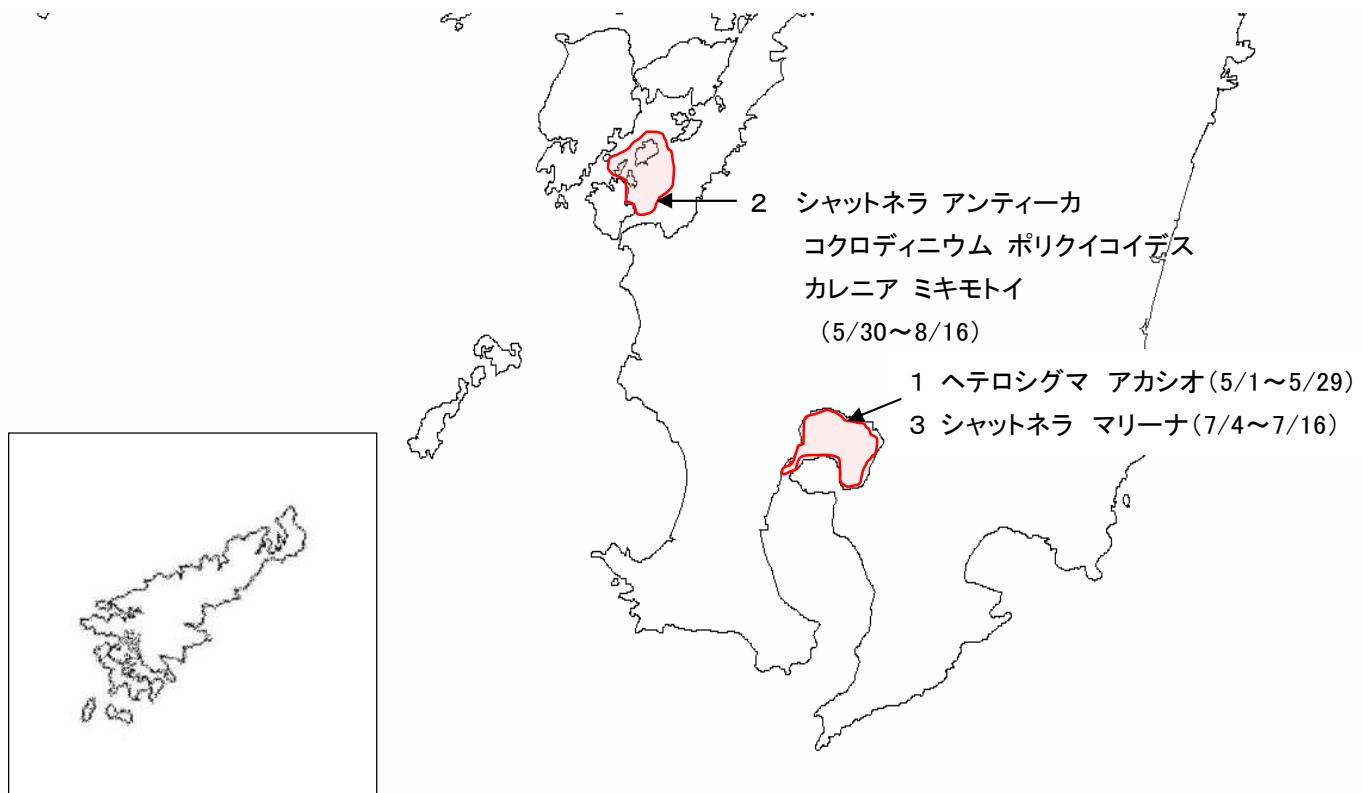
赤潮の発生する恐れのある時期に海域の環境調査や赤潮発生の予察を行うとともに、赤潮発生時の情報提供や指導等により、漁業被害の未然防止に努めています。

令和6年度は、3件の赤潮が発生しました。（表1-101、図1-46）

表1-101 本県における赤潮発生状況（令和6年度）

No	発生期間	発 生 海 域	赤潮構成プランクトン 種 名	細胞密度 (cells/mL)
1	5/1～5/29	鹿児島湾奥部	ヘテロシグマ アカシオ	57,000
2	5/30～8/16	長島町沖	シャットネラ アンティーカ コクロディニウム ポリクリコイデス カレニア ミキモトイ	6,000 8,000 28,000
3	7/4～7/16	鹿児島湾奥部	シャットネラ マリーナ	56

図1-46 鹿児島県海域における赤潮発生状況（令和6年度）



(4) 適正養殖指導

魚類養殖業は、限られた漁場において集約的に営まれるため、水質や底質など漁場環境の保全に万全を期すことが必要です。

県では、昭和53年に定めた魚類養殖指導指針により、漁協等に対し漁場ごとに水質・底質の調査を行い、その結果を報告することを義務付けています。また、毎年、県内各漁場の生簀台数や養殖魚種、放養量等を把握した上で適正養殖の指導を行うとともに、持続的に魚類養殖を行うため、持続的養殖生産確保法に基づき魚類養殖場を有する全ての漁協の漁場改善計画を認定しました。この計画に基づき、環境への負荷の少ない餌料への転換などについても指導を行っています。

(5) 魚類へい死事故原因調査

県内の河川及び河口域で魚類のへい死事故等が発生した場合、市町村等からの依頼に応じて水産技術開発センターで魚病等の面からの原因究明に努めています。

令和6年度は、市町村等からのへい死事故の報告が3件ありました。